

和歌山大学と三重大学との包括的連携に関する協定

(連携の趣旨)

両大学は、文化、伝統、自然環境及び産業構造において共通の特色を持った紀伊半島地域圏に立地しており、地域の生活、学芸、環境及び産業の発展向上に寄与することが両大学の共通する使命である。この使命を果たすためには、大学間の緊密な連携に基づく融合的取組が重要かつ不可欠である。さらに、法人化の下で、個性豊かな大学づくりや、教育・研究・社会貢献・国際交流における活性化と発展は、両大学に共通する課題である。

両大学は互いの自主性と独自性を尊重しつつ、緊密な連携・協力を通じて上記の使命を遂行し、両大学が個々に掲げる目標を達成したいと考える。このため両大学は、互恵の精神で、教育・研究から組織運営にわたる広範な活動における成果を交流し、活性化を図るためにこの協定を締結する。

(連携の課題)

本協定に基づき、次の分野に関し、連携を行う。

1. 両大学は、紀伊半島地域圏の諸問題に関する取組を中心とした研究面での相互交流を活発に進める。
2. 両大学は、教育の高度化と教育体制の向上を図るため、教育面での交流を深め、各々の教育資源を相互に提供する。
3. 両大学は、地域社会に対する貢献事業に連携して取り組むとともに、その成果等について相互に情報を交換する。
4. 両大学は、企画や組織運営の方法に関連する情報を交換する。
5. その他、協議会で必要と認めた分野の連携課題

(協議会の開催)

本協定実施のために定期的に連携協議会を開催し、双方の協議により必要な事項を定める。

(協定の改廃)

本協定は、平成 16 年 11 月 30 日から発効し、協定の変更および失効については、双方が協議するものとする。

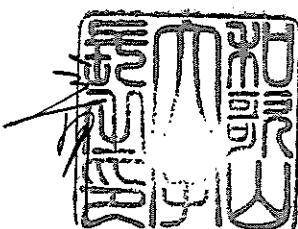
平成 16 年 11 月 30 日

平成 16 年 11 月 30 日

和歌山大学長

三重大学長

小田



室田長

